

速報！さくらユウワ通信

法人税基本通達から見る「法人保険」の見直しとピークの管理について

昨今、企業の財務防衛や将来の資金準備として「法人保険」を活用されているケースが多く見られますが、法人保険は加入後の経過年数によって税務上の扱い(損金と資産計上のバランス)や資金効率が大きく変化します。今回は、国税庁の「法人税基本通達(第9款)」の仕組みをおさらいしつつ、定期的な現状把握(見直し)の重要性について解説いたします。

法人保険の税務区分

国税庁の法人税基本通達において、法人保険はその種類ごとに税務処理が細かく規定されています。主に活用されるのは以下の3つです。

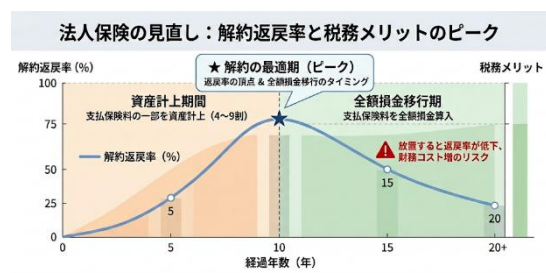
- (1)定期保険・第三分野保険：経営者様の方が一の保障と将来の資金積立を両立するものです。2019年の通達改正後は、保険の種類に関わらず「最高解約返戻率」の高さ(50%超/70%超/85%超)に応じて、損金に算入できる割合が厳密に区分されています。
- (2)養老保険：役員・従業員様の福利厚生目的が多く、死亡保険金受取人を遺族、満期保険金受取人を法人とすることで、保険料の2分の1を損金算入、2分の1を資産計上とすることができます。
- (3)解約返戻金のない定期保険：解約時にお金が戻ってこない完全な掛け捨て型の保険です。特段の理由がない限り、支払った保険料の全額を損金に算入することができます。

経過年数に伴う「税務処理の変更」と「ピーク」

法人保険は加入時の税務設定が重視されがちですが、実は「加入後の経過年数」によって財務への影響が変わるため、最適な解約タイミング(ピーク)の管理が必要となります。

- (1)資産計上から損金への移行：現在の定期保険ルールでは、加入当初は支払保険料の4割～9割を資産として計上します。しかし、この資産計上ルールは全期間ではなく、保険期間の前半(例:期間の4割など)を過ぎると、それ以降の保険料は「全額損金」へと移行します。
- (2)解約返戻率のピーク:多くの積立型保険は、ある一定の時期に解約返戻率が頂点(ピーク)を迎え、それを過ぎると返戻率が下降を始めます。

【解約返戻率の推移イメージ】



○「税務上のメリットが切り替わるタイミング」と「解約返戻率が最高になるタイミング」の2つの波を正確に捉えることが、資金効率を高めるポイントとなります。

○解約時に戻ってくる「解約返戻金」は、それまで資産計上していた額との差額が税務上「雑収入(益金)」となり、法人税の課税対象となります。そのため、役員退職金の支給や設備投資など、大きな「損金(出口)」が発生する時期と保険のピークを一致させる計画的な管理が大切です。

税理士法人で行えるサポート

- 毎年の決算や税務申告の枠にとどまらず、企業全体の「資産管理」の視点からも皆様をサポートしております。
- 最新の法人税基本通達をベースに、御社の現在のキャッシュフロー、今後の業績予測、および将来の出口戦略(退職金支給や事業承継)から逆算した、最適な財務バランスをご提案することが可能です。
- ご加入中の保険について、「現在の返戻率の推移を再確認したい」などのご要望がございましたら、お気軽に当法人の担当者までお申し付けください。お手元の保険証券をもとに、最新の通達に基づいた診断・分析を行います。

【参考】・国税庁『第3節 保険料等』

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_03.htm

・国税庁『定期保険及び第三分野保険の保険料の取扱い』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5364-2.htm>

ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【河野】